

### 学芸員課程について

学芸員は、博物館において資料の収集・保管・展示および調査研究、その他これと関係する事業についての専門的事項を担当します。なお、博物館とは、美術館、考古学・歴史関係資料館、郷土館、記念館、民芸館、民族資料館、科学博物館、動・植物園、水族館、天文館など、広い分野における公立・私立施設をいいます。

### 資格を取得するには

資格取得の条件は、「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」(博物館法第5条第1項1号)となっています。本学では、現代社会学部を設置された学芸員課程を履修することにより、学芸員の資格を取得することができます。課程修了者には学芸員資格証明書を卒業時に交付します。

### 学芸員課程の履修申し込みについて

学芸員の資格を得るためには『学芸員課程』の履修申し込みが必要です。以下のとおり申し込み手続きをして下さい。

1. 学芸員課程履修申込は2年生で行います。履修申込方法についての詳細は、新学期スタート直前に実施される新2年生対象の資格(学芸員)説明会で説明します。
2. 学芸員課程履修申込は、所定書類の提出と学芸員課程履修費の納入(10,000円)をしなければなりません。また、課程の科目履修が認められた後は、学芸員課程履修費の返還は一切できません。
3. 2年生で学芸員課程履修申込をした学生は、3年生の春学期と4年生の春学期(4月)に学芸員課程履修継続手続申請書を提出しなければなりません。  
教務課窓口で申請書を受け取り必ず手続きを行って下さい。

### 学芸員課程で開講している科目の履修方法・注意について

学芸員課程履修申込後の2年生から、学芸員課程の履修・修得ができます。

1. 学芸員課程は、現代社会学部で開講しています。従って他学部生が履修する場合は地理的条件、所属学部・学科の時間割との関係で受講が制約されることがあります。
2. 学芸員課程資格科目一覧表に定める科目(本学開講の授業科目)を履修・修得し要件を満たさなければなりません。
3. 「博物館実習」は、「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」の3科目について単位を修得していないと履修できません。
4. 「博物館実習」を履修するには、博物館実習費(8,000円)の納入が必要です。指定期間(5月の予定)に、教務課窓口で手続きをして下さい。詳細はALBOで連絡します。
5. 「博物館実習」を履修する学生は、本学指定の保険(学生支援室で申し込む)に加入します。博物館実習費の納入と同時に保険加入手続きを済ませて下さい。ただし、すでに他の科目等で本学指定保険に加入している場合は必要ありません。またスポーツ科学部生も加入する必要はありません。
6. 学芸員課程科目以外の科目で、資格に必要な科目があります。学芸員課程資格科目一覧表を確認し、資格に必要な科目を1年生から積極的、計画的に履修・修得して下さい。

#### 《履修上の注意》

他資格(教職・司書・社会福祉士・社会教育主事など)を同時に取得希望する学生は、時間割の都合で資格に必要な科目を受講できない場合、資格取得ができなくなることがあります。

### 学芸員資格証明書の発行について

学芸員課程の履修者で、所定科目の単位を履修・修得し要件を満たした学生には、卒業時に学芸員資格証明書を発行します。また、同資格取得見込証明書等が必要な場合は、証明書発行窓口で相談して下さい。

### 再試験

再試験は実施しません。

## 学芸員課程資格科目一覧

博物館法施行規則に定める科目		本学開講科目	単位	開講学年	要件	科目を設置している学部等
必修	生涯学習概論	社会教育論I	2	2年	いずれか1科目 選択必修	現代社会
		★生涯学習概論	2	1年		司書課程
	博物館概論	博物館概論	2	2年	必修	現代社会
	博物館経営論	博物館経営論	2	3年	必修	
	博物館資料論	博物館資料論	2	2年	必修	
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	2	4年	必修	
	博物館展示論	博物館展示論	2	3年	必修	
	博物館教育論	博物館教育論	2	3年	必修	
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2	3年	必修	
博物館実習	博物館実習	3	4年集中	必修	学芸員課程	
選択	その他	文化人類学	2	1年	いずれか1科目 選択必修	現代社会
		宗教の人類学	2	2年		

★印の「生涯学習概論」は隔年開講科目で司書課程科目のA・Bコース「生涯学習概論」を履修することにより、単位が修得できます。但し、現代社会学部・スポーツ科学部の学生はこの科目を履修することはできません。

1. 必修科目は博物館法で定められた科目です。必ず履修・修得して下さい。
2. 選択科目は本学の指定科目です。2科目から1科目を選択し、履修・修得して下さい。
3. 「博物館実習」は「博物館概論」・「博物館経営論」・「博物館資料論」の3科目すべてを修得していないと履修することができません。

## 学芸員資格認定試験について

在学中に学芸員資格を全て修得できずに卒業した場合、

\*科目等履修生として不足単位を修得する

\*学芸員資格認定試験を受験する

のいずれかの方法で学芸員資格を取得することが可能です。また、現代社会学部開講の「文化人類学」は文部科学省実施の学芸員資格認定試験科目の「民俗学」に読み替え可能科目です。学芸員資格認定試験については文部科学省のホームページ等を確認して下さい。